

(IC15) 土木学会学術文化事業運営委員会規則

平成7年5月10日	制 定
平成9年4月25日	一部改正
平成18年4月21日	〃
平成21年3月19日	〃
平成22年1月22日	〃
平成22年4月23日	〃
平成23年3月18日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年7月27日	〃
平成29年1月20日	〃

(総則)

第1条 この規則は、土木学会学術文化事業規程（以下「規程」という。）第5条に基づき、土木学会学術文化事業（以下「学術文化事業」という。）の運営のために設置する土木学会学術文化事業運営委員会（以下「委員会」という。）及び委員会が運営する学術文化事業の細目について定める。

(目的)

第2条 委員会は、学術文化事業を円滑に運営することを目的とする。

(活動)

第3条 委員会は、学術文化事業に係る次の活動を実施する。

- (1) 公告
- (2) 寄附の受付
- (3) 助成金の交付
- (4) 助成による実績の検証・評価

(構成)

第4条 組織構成は、委員会及び委員会の事務を補佐する幹事会とする。

- 2 委員会の構成員は、委員長1名、幹事長（委員兼務）1名、委員8名以内（うち幹事3名以内）とする。
- 3 役職者の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 委員長は、委員会を代表し、委員会業務を総括する。
 - (2) 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会業務を総括する。
- 4 委員会は、委員長に事故あるとき又は欠けたときにおいて委員長の職務を代行する委員（どの部会にも所属しない者）を予め決めておくものとする。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第5条 委員長・委員等の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、理事の中から会長が指名する。
 - (2) 委員は、中立公正な立場から審査にあたるものとして理事及び会員の中から委員長が選任する。
 - (3) 幹事長及び幹事は、委員の中から委員長が選任する。
- 2 任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任の委員長が委員長の職務を継続して実施する。
 - 3 理事である委員の任期は、当該理事の期間とする。他の委員の任期は2年とし、原則として留任を認めない。また、半数交代を原則とする。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

(学術文化事業の種別)

第7条 学術文化事業は、次の3種類を実施する。

- (1) 一般型助成事業：一般型原資による規程第3条第1号から第3号までに規定する事業
- (2) 特別型助成事業：一般型原資による規程第3条第4号および第5号に規定する事業
- (3) 指定型助成事業：指定型原資による規程第3条に規定する事業

(公告)

第8条 一般型助成事業については、毎事業年度土木学会誌及び土木学会ホームページにより公告する。

(寄附申込時期)

第9条 学術文化事業への寄附の申し込みは、随時受け付ける。

(寄附申込手続)

第10条 学術文化事業への寄附をしようとする者（以下「寄附申込者」という。）は、特定の活用目的と活用組織を付さない場合は様式-1、活用目的と活用組織を指定する場合は様式-2の申込書を作成し、会長に提出するものとする。

(寄附金受入の審査・決定及び通知)

第11条 寄附金受入の可否は、委員会で審査の上、理事会が決定するものとする。

- 2 委員会は、第1項の結果をすみやかに寄附申込者及び土木学会事務局に通知する。
- 3 第1項に定める審査・決定は、原則として申し込みがあった払込予定日より前に行う。
- 4 土木学会は、払込を確認後すみやかに、寄附申込者に領収書を発行する。
- 5 委員会は、寄附申込者から申し出があった場合、申込書の受領書を発行する。

(助成申請時期)

第12条 各事業の申請時期は次のとおりとする。

- (1) 一般型助成事業：申請期間は毎年6月1日から7月31日までとする。
- (2) 特別型助成事業：随時申請とする。
- (3) 指定型助成事業：随時申請とする。

(助成申請手続)

第13条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、学術文化事業の種別に応じて、様式-3、様式-4又は様式-5のいずれかの申請書を作成し、会長に提出するものとする。

- 2 申請者は、理事、委員会委員長又は支部長とする。

(助成金交付の審査・決定及び通知)

第14条 助成金交付の可否は、委員会で審査の上、理事会が決定するものとする。

- 2 委員会は、第1項の結果をすみやかに申請者に通知する。

(助成金の請求)

第15条 助成金交付の決定を受けた申請者は、助成額の範囲内でその事業の実施に要する費用を土木学会事務局に請求するものとする。

(報告及び検証・評価)

第16条 助成金の交付を受けた者は、助成を受けた事業が終了した後、学術文化事業の種別に応じて、様式-6、様式-7又は様式-8のいずれかの報告書を作成し、会長に提出するものとする。

- 2 委員会は、第1項の規定により提出された活動成果報告書に基づき、助成の実績について検

証・評価し、理事会に報告するものとする。

3 委員会は、本事業の運営状況について、年度毎に土木学会誌に掲載する。

(精算)

第17条 助成金の交付を受けた者は、助成を受けた事業を実施した結果、助成金に残余が生じた場合、残余から送金に要する手数料等の費用を差引いた額を土木学会に返金するものとする。

2 助成金の交付を受けた者は、理由の如何にかかわらず助成を受けた事業が実施できない場合、助成金の全額およびそれに伴う発生利息を土木学会に支払うものとし、その送金に要する手数料等一切の費用は助成を受けた代表者が負担するものとする。

(助成金の返還)

第18条 助成金の交付を受けた者が助成金を目的以外に使用したことが判明したときは、土木学会は助成金の交付を受けた者に助成金の全額およびそれに伴う発生利息相当額の支払を求める。

2 前項の場合、返還のための送金に要する手数料等一切の費用は助成金の交付を受けた者が負担するものとする。

(事務局)

第19条 委員会の担当事務局は、総務課とする。

(規則の変更)

第20条 この規則の変更は、理事会において行う。

- | | |
|------------------------|--|
| 附則 (平成7年5月10日 理事会議決) | この内規は、平成7年5月10日から施行する。 |
| 附則 (平成9年4月25日 理事会議決) | この変更内規は、平成9年4月25日から施行する。 |
| 附則 (平成18年4月21日 理事会議決) | この変更内規は、平成18年4月21日から施行する。 |
| 附則 (平成21年3月19日 理事会議決) | この変更内規は、平成21年3月19日から施行する。 |
| 附則 (平成22年1月22日 理事会議決) | この変更内規は、平成22年1月22日から施行する。 |
| 附則 (平成22年4月23日 理事会議決) | この変更内規は、平成22年4月23日から施行する。 |
| 附則 (平成23年3月18日 理事会議決) | この変更内規は、平成23年3月18日から施行する。 |
| 附則 (平成23年11月18日 理事会議決) | 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。 |
| 附則 (平成24年7月27日 理事会議決) | 「土木学会学術文化事業寄付申込・助成金交付規則」のうち、資金に係る規定以外の規定を再編し、平成24年7月27日から施行する。 |

(様式－1)

「土木学会学術文化事業」寄附（一般型）申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会

会長 殿

土木学会学術文化事業への寄附を下記により申込みます。

申 込 金 額	金	千円	平成 年 月 日払込予定
---------	---	----	--------------

氏名 印

住所 〒

電話番号 ()

F A X ()

注：振込銀行：みずほ銀行四谷支店 普通口座1004632 公益社団法人 土木学会

(様式－２)

「土木学会学術文化事業」寄附（指定型）申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会

会長 殿

土木学会学術文化事業への寄附を下記により申込みます。

申 込 金 額	金	千円	平成 年 月 日払込予定
---------	---	----	--------------

なお、この寄付金は が行う
活動*
行事（ ）*
の助成に活用して頂くようお願いいたします。

ただし、土木学会学術文化事業に係る資金に関する規則第5条第2項に従い、寄附金の一部を一般型原資に充当することに同意します。

氏名 印

住所 〒

電話番号 ()

F A X ()

注：①*：いずれか一方を残し、他方は線を引いて抹消してください。

②振込銀行：みずほ銀行四谷支店 普通口座1004632 公益社団法人 土木学会

(様式－3)

「土木学会学術文化事業」助成（一般型）申請書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会

会長 殿

公益社団法人 土木学会

所属

役職名

氏名

印

土木学会学術文化事業による助成を下記のとおり申請いたしますのでよろしくお願いたします。

平成 年度	平成 年度 経 費 内 訳				
申請経費合計					
円	円	円	円	円	円

1. 助成対象事業名

2. 申請理由*

注) *背景、課題、事業目的、事業内容、土木学会学術文化事業審査基準への適合について具体的に説明すること（必要に応じて、補足資料を添付）
また、申請経費の積算根拠を記載又は添付すること

(様式－４)

「土木学会学術文化事業」助成（特別型）申請書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会

会長 殿

公益社団法人 土木学会

所属

役職名

氏名

印

土木学会学術文化事業による助成を下記のとおり申請いたしますのでよろしくお願いたします。

平成 年度	平成 年度 経 費 内 訳				
申請経費合計					
円	円	円	円	円	円

1. 助成対象事業名

2. 申請理由*

注) *背景、課題、事業目的、事業内容、土木学会学術文化事業審査基準への適合について具体的に説明すること（必要に応じて、補足資料を添付）
また、申請経費の積算根拠を記載又は添付すること

(様式－5)

「土木学会学術文化事業」助成（指定型）申請書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会

会長 殿

公益社団法人 土木学会

所属

役職名

氏名

印

土木学会学術文化事業（ ）からの寄附を原資とする）による助成を下記のとおり申請いたしますのでよろしく願いたします。

平成 年度	平成 年度 経 費 内 訳				
申請経費合計					
円	円	円	円	円	円

1. 助成対象事業名

2. 申請理由*

注) *背景、課題、事業目的、事業内容、土木学会学術文化事業審査基準への適合について具体的に説明すること（必要に応じて、補足資料を添付）
また、申請経費の積算根拠を記載又は添付すること

(様式－6)

「土木学会学術文化事業」助成（一般型）報告書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会

会長 殿

公益社団法人 土木学会

所属

役職名

氏名

印

土木学会学術文化事業助成による活動成果について、下記のとおり報告します。

平成 年度 助成経費合計	平成 年度 経 費 内 訳				
円	円	円	円	円	円

成 果 概 要

以下、土木学会企画委員会記入

助成成果の評価	助成効果： 大 ・ 中 ・ 小
コメント	

(様式－7)

「土木学会学術文化事業」助成（特別型）報告書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会

会長 殿

公益社団法人 土木学会

所属

役職名

氏名

印

土木学会学術文化事業助成による活動成果について、下記のとおり報告します。

平成 年度	平成 年度 経 費 内 訳				
助成経費合計					
円	円	円	円	円	円

成 果 概 要

以下、土木学会企画委員会記入

助成成果の評価	助成効果： 大 ・ 中 ・ 小
コメント	

(様式－8)

「土木学会学術文化事業」助成（指定型）報告書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会

会長 殿

公益社団法人 土木学会

所属

役職名

氏名

印

土木学会学術文化事業（ ）からの寄附を原資とする）による助成を活用した活動成果について、下記のとおり報告します。

平成 年度 助成経費合計	平成 年度 経 費 内 訳				
円	円	円	円	円	円

成 果 概 要

以下、土木学会企画委員会記入

助成成果の評価 助成効果： 大 ・ 中 ・ 小

コメント